



旧姓(旧氏)関係
(住民票の写し請求を含む)

委任状

記載例

(宛先)静岡市 区長		記入日	令和 元 年 6 月 1 日
委任者	住所	静岡市葵区追手町5番1号	
	氏名 (署名)	静岡花子 	電話番号 〔平日の昼間に連絡がとれる電話番号〕
	生年月日	明・大  平・西暦	45年 5月 8日 000-0000-0000

私は、次の者を代理人として、下記事項に関する権限を委任します。

代理人 (窓口に 来る人)	住所	静岡市駿河区南八幡町10番40号	
	氏名	静岡太郎	委任者 との関係
夫の弟			
※代理人(窓口に来る人)は、本人確認できるもの(運転免許証等)をお持ちください。			

委任事項

《委任する事項の□にレ点等を記入》

1 旧姓(旧氏)の手続きに関すること
〔マイナンバー通知カードの記載事項変更を含む。通知カードの記載事項に変更がある場合は、代理人に通知カードを預けてください。〕

旧姓(旧氏)の記載 (削除後の旧姓(旧氏)記載を含む)

旧姓(旧氏)の変更

旧姓(旧氏)の削除

2 「住民票(除票)の写し」の交付請求及び受領に関すること

世帯全員の住民票(除票)の写し _____ 通

個人(氏名 _____)の住民票(除票)の写し _____ 通

次の項目の記載が必要な場合は、□にレ点等を記入

世帯主・続柄 本籍・筆頭者(日本人)

国籍・地域(外国人) 在留情報(外国人)

※マイナンバー(個人番号) [利用目的: _____]

※住民票コード [利用目的: _____]

※マイナンバー(個人番号)、住民票コードを記載した住民票は、委任者の住所へ 郵送 (転送不可) します。

委任者が、すべての項目を記入してください。

※不正な手段により作成された委任状の行使は、刑罰の対象となります。(刑法第159条、第161条)
※目や手が不自由で委任状が記入できない場合は、お問合せください。
【問合せ】静岡市各区戸籍住民課/葵区 ☎054-221-1061 駿河区 ☎054-287-8611 清水区 ☎054-354-2126

旧姓(旧氏)関係
(住民票の写し請求を含む)

委任状

(宛先)静岡市 区長		記入日	令和 年 月 日
委任者	住所		
	氏名 (署名)	Ⓜ	電話番号 〔平日の昼間に連絡がとれる電話番号〕
	生年月日	明・大・昭・平・西暦	年 月 日 - -

私は、次の者を代理人として、下記事項に関する権限を委任します。

代理人 (窓口に 来る人)	住所		
	氏名		委任者 との関係
※代理人(窓口に来る人)は、本人確認できるもの(運転免許証等)をお持ちください。			

委任事項

《委任する事項の□にレ点等を記入》

1 旧姓(旧氏)の手続きに関すること
〔マイナンバー通知カードの記載事項変更を含む。通知カードの記載事項に変更がある場合は、代理人に通知カードを預けてください。〕

旧姓(旧氏)の記載 (削除後の旧姓(旧氏)記載を含む)

旧姓(旧氏)の変更

旧姓(旧氏)の削除

2 「住民票(除票)の写し」の交付請求及び受領に関すること

世帯全員の住民票(除票)の写し _____ 通

個人(氏名 _____)の住民票(除票)の写し _____ 通

次の項目の記載が必要な場合は、□にレ点等を記入

世帯主・続柄 本籍・筆頭者(日本人)

国籍・地域(外国人) 在留情報(外国人)

※マイナンバー(個人番号) [利用目的: _____]

※住民票コード [利用目的: _____]

※マイナンバー(個人番号)、住民票コードを記載した住民票は、委任者の住所へ 郵送 (転送不可) します。

委任者が、すべての項目を記入してください。

※不正な手段により作成された委任状の行使は、刑罰の対象となります。(刑法第159条、第161条)
※目や手が不自由で委任状が記入できない場合は、お問合せください。
【問合せ】静岡市各区戸籍住民課/葵区 ☎054-221-1061 駿河区 ☎054-287-8611 清水区 ☎054-354-2126